

## 小規模多機能型居宅介護「プラタナス」運営規程

第1条 医療法人社団恒仁会が開設するプラタナス（以下「当施設」という。）が実施する指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 要介護状態及び要支援状態にある高齢者等に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な指定小規模多機能型居宅介護等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 指定小規模多機能型居宅介護の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護等は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護等の実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

### （名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能型居宅介護 プラタナス
- (2) 所在地 岐阜県各務原市那加前洞新町4丁目49番地

### （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護等の提供に当たるものとする。
- (3) 従業者
  - ① 看護職員 1名以上
  - ② 介護支援専門員 1名以上
  - ③ 介護職員 利用者3名に対し、従業者1名以上

従業者は指定小規模多機能型居宅介護等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 訪問サービス 24時間

通いサービス 9時00分～17時00分

宿泊サービス 16時00分～10時00分

(尚、通い・宿泊サービスについては諸事情によりこの限りではない。)

(指定小規模多機能型居宅介護等の利用定員)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護等の利用定員は、次のとおりとする。

登録定員25人 1日の利用者定員15人（通所15人・宿泊7人）

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が現登録者に対する介護の提供に支障がないと認めた場合は7日間（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等ややむを得ない事情がある場合は14日以内）の短期利用ができることとする。

(指定小規模多機能型居宅介護等の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護等は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護等は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供する。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 通常の事業の実施地域は、各務原市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、各自己負担分の額とする。

2 保険給付外利用料として、食材費、おむつ代、日用品費、宿泊費、実施区域外の送迎費を申し受けます。（但し、特別な行事に係る材料費は、その都度申し受けます。）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定小規模多機能型居宅介護等の提供を行っているときに、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡等の措置を講じ、管理者及びその家族に報告する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当る。
- (5) 従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火訓練及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(賠償責任)

第14条 当施設は、指定小規模多機能型居宅介護等サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに家族、関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故が当施設の責に帰すべき理由によって生じ、かつ利用者が損害を被った場合は、当施設が利用者に対し損害を賠償するものとする。また、利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、当施設が利用者及びその身元保証人に対し、その損害の賠償を請求する。

#### (その他運営に関する留意事項)

##### 第15条 緊急やむを得ない場合の身体拘束等を行う際の手続き

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を選択する場合は、主治医、管理者、看護師、介護職員にて十分に検討し、身体拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の三つすべての要件を満たした場合のみ、本人若しくは家族への説明及び同意を得て行う。又、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除できるように代替介護を検討し、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察する等の努力をする。

##### 第16条 苦情を処理する為に講ずる措置の概要

利用者又はその家族等からの苦情の受付、苦情内容及び利用者の意向等の確認と記録、受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者への報告を行う。場合によっては第三者委員への報告も行う。

##### 第17条 従業者の質的向上を図るための研修の機会（事業所内はもとより事業所外を含む）を提供して教育に努め、従業者は、自身の質向上のために、その機会を通して職務上必要な知識、技術等の習得に努める。

- 2 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

##### 第18条 虐待防止の推進

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。